

～個人事業者の皆様へ～

消費税中間申告のお知らせ

令和3年11月

上原会計事務所

松本市島立1095番地1
デザインセンタービル2F

☎ 0263-88-2514

《該当される方はご注意ください！》

個人事業者の方で、令和元年分の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が
400万円超 4,800万円以下である方は、年3回（3か月毎）の消費税の中間申告が必要です。

この内、3回目の納付期限が11月30日（火）となります。

対象者には、中間納付税額が記載された「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」が所轄税務署より送られてきます。

必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税の納付をお忘れなくお願い致します。

納付税額 : 通知された金額

申告および納付期限 : 11月30日（火）

※ただし、**振替納税**をご利用の方の振替日は **12月24日（金）** になります。

中間申告による納付税額がある場合には、確定申告の際にその納付税額が控除され、控除しきれない場合には還付されます。

【前年と著しく状況が変わった場合】

事業状況が令和元年と著しく異なる場合などは、前年実績による中間申告の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付する事も可能です。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも消費税還付を受けることはできません。（マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります）

なお、一時に納付する頃が困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予制度を適用できる場合があります。

ご不明な点などございましたら、お気軽にご質問ください。